

岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被災した建築物の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、岐阜県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被災した建築物が、余震等に対し引き続き安全に使用できるかどうかを判定することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の登録を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(登録等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤する（第2号該当者においては、在勤に限る）次の各号のいずれかに該当するもので、第5条の講習を修了したもののの中から知事が認定するものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）
- (2) 地方公共団体の職員で、応急危険度判定に従事する必要がある者

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、応急危険度判定士登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) 建築士免許証の写し（前項第1号該当者に限る）
- (2) 第5条の受講修了証の写し
- (3) 写真2葉（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm横2.5cmの写真）

(登録証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士台帳に登録するとともに、申請者に応急危険度判定士登録証（第2号様式、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、登録しないものとする。この場合において、知事は、登録できない旨の通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

(講習)

第5条 応急危険度判定士の登録を申請しようとする者は、県が主催又は指定する岐阜県被災建築物応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受講しなければならない。

2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定技術
- (3) その他

3 知事は、講習を受講した者に対し受講修了証を交付するものとする。

(判定士の任務)

第6条 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。

2 応急危険度判定士は、応急危険度判定を行うときは、登録証を携帯するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士登録事項変更届(第4号様式)により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項に規定する届出があったときは、応急危険度判定士台帳を修正し、氏名が変更となった場合は登録証を再交付するものとする。

(登録の更新)

第8条 第3条第1項の登録の有効期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度末までとする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに応急危険度判定士登録更新申請書(第5号様式)に登録証を添えて知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

第9条 応急危険度判定士は、登録証を紛失し又は汚損したときは、応急危険度判定士登録証再交付申請書(第6号様式)により知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(登録の抹消)

第10条 応急危険度判定士は、登録の抹消を希望するときは、応急危険度判定士登録抹消願(第7号様式)に登録証を添えて届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、応急危険度判定士台帳から抹消するとともに、届出者に通知するものとする。

(登録の取り消し)

第11条 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 建築士でなくなったとき。
 - (2) その他知事が不適任と認めたとき。
- 2 知事は前項の規定により登録の取り消しを行ったときは、応急危険度判定士台帳から抹消するとともに、取り消しを行った者に対し応急危険度判定士登録取消通知書(第8号様式)により通知し、登録証を返納させるものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年8月14日から施行する。

この要綱は、平成10年9月8日から施行する。

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

この要綱は、平成15年8月22日から施行する。

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。